

公園愛護会用具入れ設置基準

平成29年12月18日

都市公園内の公園愛護会用具入れについては、下記の基準により設置するものとする。

1 設置の要件

- (1) 公園愛護会が活動している公園で、当該公園愛護会の清掃・除草等の活動のために必要な用具入れであること。
- (2) 公園愛護会用具入れの通常の管理は、当該公園愛護会が行うこと。
- (3) 市が設置する場合
 - ① 公園愛護会から、設置要望書（様式1）の提出があること。
 - ② 市が設置する公園愛護会用具入れは、1団体につき1基とする。
- (4) 公園愛護会が設置する場合
公園愛護会から、事前協議書（様式2）の提出があること。

2 公園愛護会用具入れの総設置面積（1公園愛護会当たり）

3. 0㎡以内とする。

3 公園整備による移転等

公園の整備や改良等で設置場所に不都合が生じる場合は、市において移転若しくは撤去するものとする。それ以外は、設置者が対応すること。

4 法令遵守

建築基準法その他の法令等の規制を受ける場合は、設置者がそれらの許可等を受けるなど、関係法令を遵守すること。

5 公園愛護会が設置する場合における設置管理許可

公園愛護会から事前協議書（様式2）の提出があり、区まちづくり整備課長が必要と認めるときは、上記1、2、3、4の基準に従い、公園施設の設置管理を許可するものとする。